

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本は、取引先・従業員・地域社会などの関係する人々に満足していただきながら、企業グループとしての株主価値を高める経営を行うことであり、そのために取締役会を中心とした健全で経営環境変化に迅速に対応できる経営システムを構築することであるとと考えております。

取締役の職務を適正かつ効率的に遂行するためには、業務執行の責任明確化および監督機能の強化ならびに経営の意思決定の迅速化を図ることが肝要であり、執行役員制度を導入するとともに、社外取締役を含む少数の取締役により機動的に取締役会を運営することが有効であるとと考えております。

また、取締役の職務執行の状況を適法かつ適正に監査するには、常勤監査役が各部門の業務および財産の状況を効率的に調査し、社外監査役(非常勤)を加えた監査役会において高い独立性をもって客観的に判断することができる、監査役制度が有効であるとと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成において、機関投資家、海外投資家の比率はそれほど大きくないため、費用対効果の観点から、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は、現状では実施していません。

【原則4-8】

現在、当社の独立社外取締役は1名ですが、独立した立場から豊富な経験や幅広い見識に基づき助言・経営監督機能を果たすことにより、また、経営の透明性向上により、企業統治体制の強化に繋がっているものと考えております。

上記の点を含め、現在の当社の企業統治体制は有効に機能しているものと考えておりますが、引き続き独立社外取締役を複数とすることについても検討し、充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

重要な取引先との良好な事業関係の維持・強化により、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当該企業の株式を保有しております。保有株式については、上記保有目的に合致するかどうかの評価を議決権行使の機会などを捉えて担当取締役が行い、必要に応じて取締役会にて検証を行った上で、仮に目的に合致しないと判断した場合は、処分を検討します。

保有株式に係る議決権行使に関しましては、上記目的を満たす方向で議決権を行使します。

【原則1-7】

親会社との取引につきましては、毎年「支配株主等に関する事項について」にて適時開示している通り、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しているほか、主要株主等との取引については、第三者との取引と同様、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。また、当社と当社役員が利益相反取引を行う場合には取締役会の承認を要する旨、取締役会規程に定めるとともに、毎年定期的に役員各々に確認しております。

【原則3-1】

(1) 当社の経営理念は、当社ホームページに掲載しております。また、当社の目標とする経営指標や経営戦略について、決算短信「3. 経営方針」に記載しております

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 1 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 役員の報酬の決定方針は、役員の責任の範囲に即した報酬体系とすることであり、職責に基づく固定分に業績を反映した変動分を加味して報酬を算定しております。個別の報酬額の決定につきましては、取締役会に委任された代表取締役が行っております。

(4) 経営陣幹部の選任や取締役・監査役候補者の指名につきましては、性別、年齢等に関係なく、これまでの実績や見識等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

(5) 取締役・監査役の各候補者につきましては、(4)の方針に従い選任しており、各候補者の経歴は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は取締役会において、法令および定款に定められた事項および取締役会規程に定める当社グループの運営に重要な事項を決議しております。また、取締役会に先立ち、経営に関する重要な事項を審議する機関として経営会議を設置し、審議の充実を図っております。経営陣に対する委任の範囲は、職務権限規程に定められております。

【原則4-9】

当社の社外役員の独立性基準につきましては、本報告書「2. 1(4)独立役員関係」に記載しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、社業全般を総覧する代表取締役に加え、各事業部門、本社部門の代表者および他業種もしくは専門職経験者の社外取締役から構成されております。また、定款により10名以内と定められており、活発な議論が可能な規模となっております。

【補充原則4-11-2】

他社の役員の兼任につきましては、有価証券報告書の「役員の状況」に記載の通りであります。他社の役員の兼任については、合理的な範囲にとどめております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の分析、評価につきましては、出席者による意見交換等を随時行っております。運営方法につきましても、取締役会の実効性確保のための見直しを適宜行っており、平成27年9月には議論の充実を図るために付議事項を見直すなどの取締役会規程の改定を行いました。そのほか、取締役会に付議される議案については、事前に社内の関係箇所による検討を可能とするため、経営会議での審議や社外役員への事前の内容説明を行っております。今後も引き続き実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役は、就任時に必要な知識を習得するための研修に参加しております。就任後におきましても、求められる役割と責務の理解のため、外部の団体、企業が主催する研修へ出席しているほか、当社において役員向け研修を実施しております。

【原則5-1】

株主との対話全般につきましては、総務部長を統括者とし、総務部、経営管理部を担当部署としております。株主との対話の手段としましては、問合せやIR取材への対応を実施しており、特に株主総会が最も重要と考えております。株主との対話の際は、社内規程に従い、インサイダー情報漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海旅客鉄道株式会社	73,522,592	50.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,022,000	1.37
三井住友信託銀行株式会社	1,683,000	1.14
日本車輛従業員持株会	1,668,202	1.13
日本生命保険相互会社	1,296,000	0.88
株式会社横浜銀行	1,201,198	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,030,000	0.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	922,000	0.62
日本車輛協力企業持株会	866,816	0.59
第一生命保険株式会社	810,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	東海旅客鉄道株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 9022

補足説明

当社は、平成20年10月15日、東海旅客鉄道株式会社の子会社となりましたが、親会社は当社の経営の自主・自立性を尊重しており、独立性は確保されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社に対し、鉄道車両などの製品を販売しておりますが、販売価格その他の取引条件については市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

なお、親会社との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、親会社以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
齋藤 勉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 勉	○	—	齋藤 勉氏は、弁護士の資格を有しており、また、当社および他社監査役を務められ、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。また、同氏は、「証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査役への監査計画の説明および監査結果の報告時における意見交換、会計監査人による棚卸監査の監査役の立会、ならびに情勢に応じたの会計監査人から監査役への報告等により、監査役と会計監査人の連携を図っております。
内部監査部門の監査計画および監査実施結果は監査役に報告され、監査役はその監査結果を確認し、監査役監査の効率化を図っております。また、監査役は内部監査部門の監査を定期的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水谷 清	他の会社の出身者							△						
加藤 倫子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷 清	○	水谷 清氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行に過去に勤務していました。	水谷 清氏は、金融機関における業務および経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有し、当社監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。
加藤 倫子	○	——	加藤 倫子氏は、弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い見識を有し、当社監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

〔社外役員の独立性基準〕

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他の使用人（以下「業務執行者」という）である者、または最近10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の親会社およびその子会社（当社を除き、以下「兄弟会社」という）の取締役、監査役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者（以下取締役等という）、または最近10年間に於いて当社の親会社および兄弟会社の取締役等であった者
3. 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を有する株主もしくは当該株主が法人（当社の親会社を除く）である場合にはその取締役等である者、または最近5年間に於いて当該株主もしくはその取締役等であった者
4. 次のいずれかに該当する法人等の業務執行者
 - (1) 当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先
 - (2) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループから最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
7. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
8. 就任前3年間に於いて、上記4から7までのいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者のうち、取締役、監査役、執行役、執行役員、支配人その他重要な使用人の配偶者または二親等内の親族
10. 当社グループから社外役員を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、執行役または執行役員
11. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の決定にあたり、部分的に業績を加味しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員の実任の範囲に即した報酬体系とすることであり、職責に基づく固分に業績を反映した変動分を加味して報酬を算定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外取締役は非常勤1名です。社外取締役への情報連絡は、総務部が適宜行うこととしております。

当社の社外監査役は常勤・非常勤各1名です。また、監査役を補助する部署として監査役室が置かれており、専任の監査役スタッフとして監査役の補助業務を行っております。社外監査役（非常勤）への情報連絡は、常勤監査役が適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

取締役会は、原則月に1回開催され、会社経営の最高方針および重要事項を決定するとともに、取締役から職務の執行状況および重要な事実についての報告を受けております。また、取締役会に先立ち、経営に関する重要な事項を審議する機関として経営会議を設置し、審議の充実を図っております。

執行役員は、取締役会において選任され、取締役会の決定方針および取締役の指示により業務執行を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務を適正かつ効率的に遂行するためには、業務執行の責任明確化および監督機能の強化ならびに経営の意思決定の迅速化を図ることが肝要であり、執行役員制度を導入するとともに、少数の取締役により機動的に取締役会を運営することが有効であると考えております。また、経営の透明性向上による企業統治の体制強化を図るため、社外取締役を導入しております。

さらに、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するために、社外監査役を含む監査役会による定常的な監視に加えて、内部監査部門の育成に努めており、監査役との連繫を深めることでその実効性を高めることとしております。また、取締役会の他経営に係る重要な会議への社外監査役の出席により、外部的な視点からの取締役の業務執行に対する監督機能を果たすこととしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページの「株主・投資家情報」ページにて、決算短信をはじめ、各適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本車両グループ倫理規程」を制定し、顧客、取引先、株主、社員さらには社会全体との関係において遵守すべき倫理基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全製作所においてISO14001を取得し、産業廃棄物の大幅な削減の実現等をはじめとして、「社会・環境報告書」の作成、交通安全運動、地域の清掃活動等を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制システムの適正で健全な構築・運用を通して、企業としての社会的責任を果たしつつ、事業目的の達成に係わるリスクを適切に管理することで、企業価値の増大を図ることを基本的な考え方としております。

2. 整備状況

・コンプライアンス体制

当社は、取締役をはじめとした役職員および当社グループ関係者を対象とした「日本車両グループ倫理規程」を制定し、取締役は、自ら率先垂範し本規程を遵守し、倫理観の涵養に努めなければならない旨定め、実行しております。

「日本車両グループ倫理規程」に基づき、遵守体制を整備・運用するための当社のコンプライアンス・プログラムを制度化し、これを計画的に実施する事を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法令等遵守の各役職員の行動基準を定めた「私たちの行動規範」を制定し、研修等の計画的な実施を通じ、役職員へのコンプライアンス意識の浸透・定着に努めております。

さらに、組織または個人による違法行為等の早期発見と是正を図ることを目的として、当社および当社グループ役職員等を対象とした「コンプライアンスの報告・相談窓口」を社内および社外に設置し、コンプライアンス経営のより一層の強化と徹底に努めております。

・リスク管理体制

当社は、各部門の所管事項に関する意思決定について、その重要度に応じて上位の職位による承認、会議への付議など、定められた手順により適切に行っております。

「リスク管理規程」を制定し、当社および当社グループのリスク管理体制を統括する「リスク管理委員会」を設置し、リスクの評価・選別からリスク対応までのリスク管理体制を整備しております。

リスク管理体制における各部門のリスク管理活動の適正性について内部監査部門が監査を行うよう定めております。

各事業所は、「ISO9001」および「ISO14001」に基づき、常に安全で高品質な製品の提供を行なえる品質管理や社内外の自然環境や職場環境の保護を推進しております。また、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図ることでリスク管理を徹底して労働安全に取り組んでおります。これらは、担当部門が専門的立場からそれぞれのシステム運用の適正性について監査を行っております。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のために、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制体制の整備および運用を図っております。

・情報管理体制

当社は、取締役の職務の執行に関わる記録を、その他関連する資料とともに、社内規程に従い保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

また、情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」を定め適切に対応しております。

・企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である東海旅客鉄道株式会社との資本業務提携に基づいて適切な連携のもとに業務を執行しております。

また、当社は、社内規程に基づき、子会社の経営方針・事業計画の設定に際し指示・助言を与え、重要事項の決定に際し承認を行うとともに、経理・法務・情報処理等に関するマネジメント支援を行っております。加えて、内部監査部門が当社および子会社の監査を実施して適正な運用を確認しております。

子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の取締役会において定期的に報告しております。

さらに、当社のコンプライアンスおよびリスク管理の活動に子会社を参画させることにより、企業集団全体のコンプライアンスおよびリスク管理を統括・推進する体制の構築を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断のため、不当要求には一切応じず、対応統括部署を定め、外部機関と連携し、社内体制を整備するよう定めております

当社の「日本車両グループ倫理規程」や全役職員に配布している「私たちの行動規範」においても、反社会的勢力との関係断絶の必要性、反社会的勢力に対応するための心得を示し、その徹底を図り、また取引先との契約に暴力団排除条項の組み入れを進めるなどの対策も実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社グループの体制

企業グループとしての業務適正確保のため、コンプライアンスおよびリスク管理の推進チームに子会社を参画させることにより、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンス充実を図ってまいります。

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

(1) 適時開示に対する考え方

当社は、投資家の皆様に対し、当社の企業活動を理解していただくために、重要事実や会社情報を的確に、また公正公平、タイムリーに開示するように努めております。また、倫理規程や行動規範を制定し、この中に法令の遵守や企業情報の開示について記載しており、正確で公正な適時開示が出来るように取り組んでおります。

(2) 会社情報収集と適時開示に至る流れ

会社情報の集約・管理部門として、本社経営管理部ならびに総務部が情報受付の窓口になり、各事業部門などの定期ヒアリングを実施しており、また重要事項発生時には速やかに報告を行うよう指導しております。経営管理部ならびに総務部にて当該情報が適時開示規則に該当する内容であるかの判定を行い開示資料の原案を作成し、開示事項については情報管理責任者(取締役総務部担当)が開示資料最終案を作成し代表取締役社長に報告、取締役会での承認を経て開示しております。

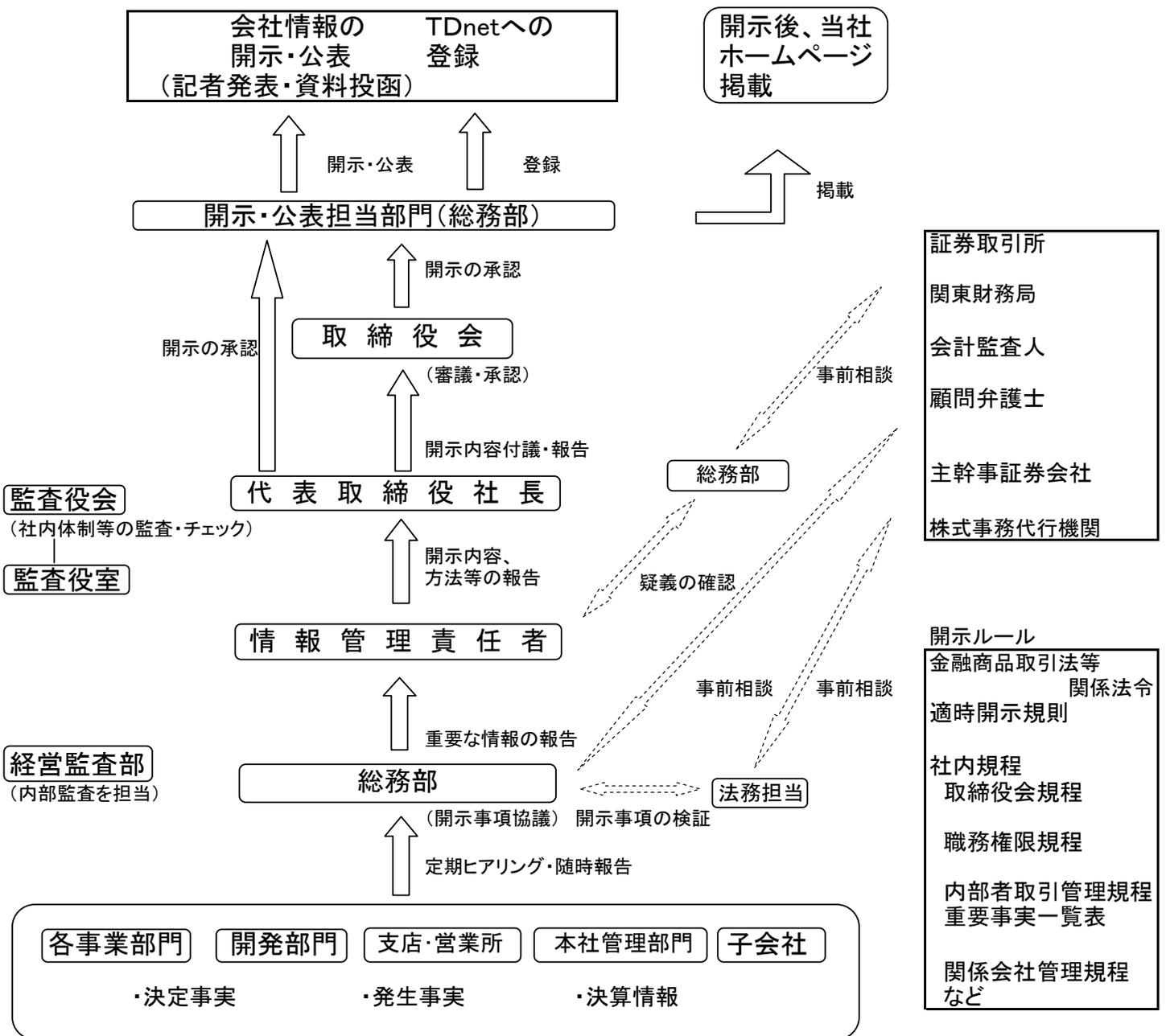
(3) 適時開示の監査・チェック

当社は平成16年に執行役員制度の導入、取締役数削減など経営機構改革の実施により経営の意思決定の機動性を高めるとともに、業務の執行にあたる執行役員と業務執行の監督を行う取締役会とに機能分担を進め、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に取り組んでおります。監査役においては、社内体制の監査や開示内容チェックを実施しています。また、経営監査部では、業務の適正性の監査を担当し、今後は監査内容を充実してまいります。さらに外部からは、会計監査人や顧問弁護士などから業務についてチェックを受けております。

(4) 適時開示の方法

開示情報については、適時開示規則に従い、東京証券取引所および名古屋証券取引所への事前説明の後に同取引所が運営する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」において開示し、同時に東京証券取引所および名古屋証券取引所内記者クラブを通じて報道機関への発表およびその他法令・規則の定める開示手続きを行っております。また、開示後は速やかに当社ホームページに掲載しております。

会社情報の適時開示に係る社内体制



<適時開示に関する責任体制等>

情報管理責任者： 取締役総務部担当

開示・公表担当部門責任者：総務部長

経営管理部長（有価証券報告書関係）

<当社のコーポレートガバナンス体制>

